

10月1日以降の治療から適用

# 不妊治療費助成事業が 開始されます

市では、高額な特定不妊治療（体外受精・顕微授精）による経済的負担の軽減を図ることを目的に、10月1日より、不妊治療費助成事業を実施することになりました。

また、730万円の所得制限により、茨城県の不妊治療費助成事業の対象にならない方に対しても助成の対象とすることで、不妊に悩むより多くの方に対し助成を実施します。詳細につきましては、左記をご確認ください。

【対象となる治療】

- ・体外受精
- ・顕微授精

※やむを得ず治療を中断した場合および凍結融解胚移植も助成の対象となります。ただし、採卵に至らない場合は、助成の対象となりません。

【助成内容】

▼助成額Ⅱ1回の治療（茨城県助成を受けた場合は、茨城県助成額控除の治療費）につき5万円を限度

▼助成回数Ⅱ夫婦1組につき

- ①1年目は年3回まで、2年目は年2回までを限度とし、通算2年まで

②①にかかわらず、特定不妊治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、43歳に達するまでの期間において、通算6回まで

【対象者】

次のすべての要件に該当している方が対象です。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦双方またはいずれか一方が、特定不妊治療が終了した日において、市に1年以上住所を有する方
- ②特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないまたは極めて少ないと医師に診断され、茨城県が指定する医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ③茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けた方

※所得要件などにより茨城県補助金が非該当になった方も含みます。

【申請期間】

特定不妊治療が終了した日の属する年度内に申請してください。

【申請に必要な書類】

申請書類	茨城県補助金該当者	茨城県補助金非該当者
①つくばみらい市不妊治療費助成金交付申請書	●	●
②茨城県不妊治療費補助金交付決定及び額の確定通知書（写し）	●	
③茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書（写し）	●	
④つくばみらい市不妊治療費助成事業受診等証明書		●
⑤医療機関発行の領収書	●	●
⑥申請者の本籍地記載のある住民票（市外在住の方）	●	●

※①、④は市健康増進課の窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

※やむを得ない理由で年度内に申請できないときは、市健康増進課にご相談ください。

問 健康増進課（保健福祉センター）  
☎ 25-2100